

令 2 経 外 第 4 号
令和 2 年 8 月 3 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

実務対応報告公開草案第59号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計
の取扱い（案）」に対する意見について

今般、標記意見募集に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

質問 1（適用範囲に関する質問）

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

① 金利指標改革を受けて公表停止となる可能性があるLIBORを基礎とする金利指標を参照する金融商品について

- ・ 本実務対応報告の適用対象には、金利指標改革の直接の対象ではないが、その影響を受けて公表停止となる可能性があるLIBORを基礎とする金利指標を参照する金融商品が含まれることを明確化していただきたい。

（理由等）

- ・ 本実務対応報告は金利指標改革に伴うLIBOR公表停止を受けた取扱いを明らかにするとともに、第22項において「LIBOR以外の金利指標でも、金利指標改革に伴い公表停止が見込まれる場合には、当該金利指標を参照している金融商品の取扱いについても、本実務対応報告を参考にすることが考えられる」としている。
- ・ 金融取引実務では、金利指標改革の直接の対象ではないが、その影響を受けて公表停止となる可能性があるLIBORを基礎とする金利指標を参照する金融商品が存在するが、本実務対応報告の適用範囲となるかは明示されていない。
- ・ 本実務対応報告では、金利指標改革により公表停止となる金利指標のみに言及しているが、金利指標の公表停止という不可避免的に生じる事象による会計基準開発時に想定されていなかった結果を生じさせる可能性を回避することを目的とする本実務対応報告の趣旨を踏まえると、金利指標改革の直接の

対象ではないものの、その影響を受けて公表停止となる金利指標を参照する金融商品についても、本実務対応報告の範囲とするべきと考える。

② 契約条件の変更または契約の切替について

- ・ 金利指標改革への対応と同時に、店頭デリバティブ取引の清算集中の定着以前に締結したデリバティブ契約の取引相手を中央清算機関に変更する場合は、第25項の「(6)取引相手の変更」には該当しないことを明確化していただきたい。

(理由等)

- ・ 店頭デリバティブ取引の清算集中が定着する以前に締結したデリバティブ契約については、金利指標改革に伴う契約条件の変更時に、契約当事者双方の取引相手を中央清算機関に移行させる可能性がある。
- ・ 取引相手の中央清算機関への移行は、形式的には第25項の「(6)取引相手の変更」に該当するが、システミックリスクの回避と手続き負担軽減のため、契約当事者間に中央清算機関を介在させるものであり、実質的な取引条件は(信用スプレッドを含め)移行前と変わるものではない。したがって、形式的には第25項の「(6)取引相手の変更」には該当するものの、「経済効果が概ね同等となることを意図した契約条件の変更」であって、本実務対応報告の適用対象外とすべきものではないと考える。
- ・ IFRS第9号(6.5.6)では、ヘッジ手段に指定しているデリバティブの契約更改による中央清算機関の介在について、ヘッジ会計中止の例外措置を設けていることも踏まえ、契約当事者双方の取引相手の中央清算機関への変更はヘッジ会計の継続を認めるべきと考える。

質問2 (金利指標置換前の会計処理に関する質問)

本公開草案の金利指標置換前の特例的な取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

① 一定の条件下における事前テストの取扱いについて

- ・ リスク・フリー・レートを基礎とする金利を参照する金融商品をヘッジ手段、LIBORを参照する金融商品をヘッジ対象としてヘッジ会計を新規に適用する際、ヘッジ手段の参照金利が各通貨の特定されたリスク・フリー・レート(日本円の場合のTONA、米ドルの場合のSOFR、英ポンドの場合のSONIA等。また、現在構築中のターム物リスク・フリー・レートを含む。)を基礎とする場合には、事前テストを不要としていただきたい。また、この場合、金利スワップの特例処理の適用も認められるようにしていただきたい。

(理由等)

- ・ ヘッジ手段がリスク・フリー・レートを基礎とする金利、ヘッジ対象がLIBORを参照する新規取引にヘッジ会計を適用する場合、本実務対応報告においては、事前テストが必要になるとされている。一方、ヘッジ手段とヘッジ対象の参照金利指標の不一致は、ヘッジ対象の参照金利指標置換時までの一時的なものであり、いずれ収斂する可能性がある。
- ・ 米ドルを例にとると、ARRC(Alternative Reference Rates Committee)が2021年7月からLIBOR建て取引を原則行わないよう通知している状況のなか、ヘッジ手段である金利スワップはSOFR建てへの移行が進むことが想定される。また、ヘッジ対象もヘッジ手段に遅行するものの、いずれヘッジ手段と同じ金利指標へ移行することが予定されている。そのため、ヘッジ手段の参照金利が、各通貨の特定されたリスク・フリー・レートを基礎とする金利である場合には、ヘッジ手段に関してその有効性を事前に予測しておくこと等を趣旨とする事前テストを不要としても特段の問題は生じないと考えられる。
- ・ また、同様の場合に金利スワップの特例処理の適用も認められるようにしていただきたい。

質問4 (金利指標置換後の会計処理に関する質問)

金利指標置換後の金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いことから、特例的な取扱いとして、事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であっても2023年3月31日以前に終了する事業年度まで、ヘッジ会計の適用を継続することができることを提案しています。また、その間、再度金利指標を置換えたとしても、ヘッジ会計を継続することができることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

① 包括ヘッジの金利指標置換後の取扱いについて

- ・ 第9項の包括ヘッジに関する特例的な取扱いの適用期限を明確化していただきたい。

(理由等)

- ・ 本実務対応報告の第9項が対象とするクローズド・ポートフォリオの包括ヘッジに関する特例的な取扱いは、「金利指標置換時および金利指標置換後においても同様である」との記載にあるとおり、2023年3月31日以前に終了する事業年度以降も適用されることを確認したい。

② ヘッジ会計の適用を中止した場合の繰延損益の取扱いについて

- ・ ヘッジ会計を中止した場合の繰延損益については、中止後にヘッジ対象で金

利指標の変更が生じた場合であっても中止時点までヘッジ有効性が確認されている場合には、特段の期限を設けることなく当初のヘッジ取引期間に応じた繰延処理の継続が認められることを明確化していただきたい。

- ・ また、本実務対応報告の第8項を適用せず第14項にもとづく事後テストでヘッジ有効性の評価基準を満たさなくなった場合も同様の処理の継続が認められることを明確化していただきたい。

(理由等)

- ・ ヘッジ会計の適用中止時点までのヘッジ手段に係る損益または評価差額は、残存するヘッジ対象の損益認識の期間に対応して、これを繰り延べる処理が原則と認識している。
- ・ 本実務対応報告の第13項に従えば、ヘッジ会計の適用に係る特例的な取扱いは2023年3月31日以前に終了する事業年度までとされているが、この適用期限はヘッジ会計の適用中止に関する上記の原則処理には影響を与えず、また、ヘッジ会計適用中止後にヘッジ対象で金利指標の変更が生じた場合であっても、当初のヘッジ取引期間に応じた繰延処理の継続が認められることを確認したい。
- ・ 第14項では、本実務対応報告の第8項を適用せず実施する事後テストについて、「ヘッジ対象およびヘッジ手段の相場変動等を金利指標置換時を起点として比較する」旨を定めている。この事後テストにおいてヘッジ有効性の評価基準を満たさなくなった場合も、原則的取扱い同様、ヘッジ会計の中止として取り扱い、当初のヘッジ取引期間に応じた繰延処理の継続が認められることを確認したい。

③ 金利指標置換後の取扱いの再度確認を踏まえた対応について

- ・ 第48項に記載のとおり、本実務対応報告の公表から約1年後に金利指標置換後の取扱いを再度確認する際には、金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動等についてその時の情勢を踏まえた議論をしっかりと行い、状況によっては、2023年3月31日までの経過措置の期限を延長する等、柔軟な対応をお願いしたい。

(理由等)

- ・ 本実務対応報告において、ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）および金利スワップの特例処理等に対し、2023年3月31日以前に終了する事業年度末まで特例的な取扱いが許容されている。しかし、第48項においても指摘されているとおり、金利指標改革が市場に与える影響等は不確実な点が多く、また、ターム物リスク・フリー・レートを参照するヘッジ対象資産・負債の残高や、ヘッジの有効性検証における過去データ量がその時点で十分ではない可能性もあるため、経過措置の期限がLIBOR公表停止に係る対応の準備期

間として十分であるかは、金利指標の移行に関する進捗を慎重に見極めたい
えで判断する必要があると考える。

質問7（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

① 満期保有目的の債券から売買目的有価証券等への振替等について

- ・ 金利指標改革に伴って満期保有目的の債券の保有目的変更や償還期限前売却を行った場合、残るすべての満期保有目的の債券を売買目的有価証券またはその他有価証券（以下、「売買目的有価証券等」という。）に振り替える必要はないことを明確化していただきたい。

（理由等）

- ・ 満期保有目的の債券の一部を売買目的有価証券等へ振り替えたり、償還期限前に売却を行ったりした場合は、原則として、残るすべての満期保有目的の債券を売買目的有価証券等に振り替えなければならないとされている。しかし、LIBORを参照する満期保有目的の債券を金利指標改革後も継続保有する場合には、金利リスクのヘッジのために保有目的の変更や償還期限前の売却が必要となる事例が想定される。
- ・ 例えば、LIBORを参照する満期保有目的の債券の参照金利を代替指標の候補の一つとされる固定金利に置き換える場合、満期までの間の固定金利リスクが追加的に発生する。しかし、満期保有目的の債券への金利変動リスクに関するヘッジ会計が容認されていないことから、当該固定金利リスクに対する追加的なヘッジ処理にヘッジ会計を適用するためには、当該債券の保有目的の変更が必要となる。また、LIBORを参照する満期保有目的の債券の購入資金をLIBORで調達している場合には、運用と調達の各々について代替指標への置換に時間差が生じることが考えられる。この場合には、運用と調達が共にLIBORを参照していることから得られていたヘッジ効果が失われることになり、従来へのヘッジ効果を確保するためにはヘッジ会計の適用が必要となるが、この場合も同様に保有目的の変更が必要となる。なお、ヘッジ会計が適用できない場合には、当該満期保有目的の債券の償還期限前売却を余儀なくされることになる。
- ・ 上記の想定される事例は、予期できなかった売却または保有目的の変更をせざるを得ない、保有者に起因しない事象の発生であると考えられることから、金利指標改革後の債券保有継続による損失または不利益回避のための保有目的変更や償還期限前売却に関しては、特例的な処理を置くことが必要と考える。
- ・ なお、米国基準においては、金利指標改革の結果公表停止が見込まれる金利

指標を参照する満期保有目的の債券について、保有目的の変更や売却の場合に、満期保有目的の債券に分類された残りすべての債券を振り替える必要はないとする救済措置が採られている。したがって、上述の例外的な整理を行うことは、国際的な比較可能性にも資するものと考えられる。

以 上